

# 第1号議案 令和元年度事業報告並びに収支決算(案)承認について

## 1. 概 況

### (1) 一般情勢

中国で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19、以下、新型コロナ)は、世界の経済や社会情勢に、かつて経験したことがない深刻な影響を及ぼしている。わが国でも厚労省が1月16日に国内初の感染者確認を公表して以来、政府は緊急対策や基本方針に基づく様々な感染防止対策を実施してきた。3月10日には新型インフルエンザ対策特措法改正案を閣議決定し、「緊急事態宣言」の発令を可能とする法整備を行った。

WHO(世界保健機関)は、3月12日にパンデミック(世界的大流行)と認定(同日時点では、世界114カ国・地域、約11万人を超える感染者)。3月24日には東京オリンピック・パラリンピックの1年延期が決定した。

今年度の政府の経済見通しは、1.4%成長を閣議了解し第2四半期まではプラス成長だったが、その後、10月からの消費税増税や相次いだ大型台風等の自然災害、米中貿易摩擦などが影響し第3四半期はマイナスとなり、そこに新型コロナが加わったことで、年度でも、マイナスに大きく落ち込むことが予想される厳しい状況にある。

### (2) 酪農情勢

酪農情勢を見ると、新型コロナが、わが国においても拡大する中、酪農乳業界にも大きな打撃を与えている。年度内でみても、感染の拡大防止に向けて政府が、3月2日から全国の小中高校について春休みまで臨時休校を要請。学校給食用牛乳が突然停止になり、学乳向けから加工原料乳向けに処理した場合の生産者乳価の下落、配乳変更にあつた輸送費等の損失など大きな影響が出た。政府に対策を要請し、補正予算による新型コロナの緊急経済対策の中で、脱脂粉乳やバター等向けへ用途変更した際の差額の支援などを措置する方針などが示されたが、収束が見えない中、影響は新年度に継続している。

一方、新型コロナ以外の情勢としては、国際的には、米国を除く11カ国による環太平洋連携協定(TPP11)と欧州連合(EU)との経済連携協定である日EU・EPAが、令和元年4月から発効2年目に入った。また、9月25日(日本時間26日)に安倍

首相とトランプ大統領との間で日米貿易協定交渉が最終合意。わが国は12月4日の臨時国会で承認され、令和2年1月1日から日米貿易協定が発効した。

政府は「TPP水準の範囲内」で合意したと発表。交渉結果の概要では、①関税の削減・撤廃をする品目は、TPPと同内容、②脱脂粉乳、バターなど乳製品では、TPPで新たに設置した低関税の輸入枠である乳製品ワイド枠（TPPでは33品目・6年目に最大生乳換算7万ト）については新たな米国枠の要求は退けて設けない、③牛肉はTPPと同内容の関税削減とし、令和2年度のセーフガード数量（以下、SG、24万2千ト）は前年度の米国からの輸入実績より低い数量に設定——などの内容で、異例とも言える速さで決着した。

この結果、日米貿易協定では発効1年目（令和2年3月末まで）で関税率は一気にTPP2年目と同水準である牛肉では26.6%（11.5%減）、チーズでは、例えば熟成チーズ（チェダー、ゴード等）は関税率が26%（3.8%減）に削減された。最終年度となる16年目の令和15年度には、関税率が毎年度、段階的に削減され牛肉の関税率は9%まで低下、熟成チーズ等は段階的な関税削減を経て関税が撤廃される。

依然として課題も残されており、牛肉ではTPPで設定したSGの発動基準数量は、米国離脱後のTPP11でも変更がないことから、米国分が加わってSG数量がTPP以上の市場開放とならないようにするためには、政府は豪州等TPP11の加盟国と修正協議が必要となる。各国が修正・削減の調整に応じるか難しい問題が残されている。

これら3つの大型協定の発効により、今後、自由化がより一層進んでいくことになった。令和元年度補正予算案や令和2年度予算案では、日米貿易協定などの国内対策を中心に予算を措置した。特に酪農対策の予算編成では、都府県酪農対策を打ち出したのが特徴の一つで、中小規模・家族経営でも増頭や規模拡大が図れるように畜産クラスター事業の飼養頭数などの規模拡大要件を緩和。目玉事業として和牛・乳用牛の増頭・増産対策として、補正予算243億円の内数で生産基盤拡大加速化事業（54億円の内数）として新規に予算を計上した。中小規模・家族経営が畜産クラスター計画に基づき、乳用後継牛を増頭する際に1頭当たり27万5000円を交付する都府県酪農の生産基盤強化を目的とした事業になる。

12月17日に決定した令和2年度農林水産予算案は、総額で前年度比1億円増の2兆3109億円。酪農経営安定対策は374億9000万円(7億1300万円増)、畜産経営体生産性向上対策(旧楽酪事業)は、今年度と同額の30億円、環境負荷軽減型酪農経営支援事業(エコ酪事業)は61億8300万円(1億200万円減)などが計上された。12月13日に閣議決定された補正予算案では、農林水産関係の総額は5849億円で、日米貿易協定対策(総合的なTPP等関連政策大綱)に基づく施策の実施のための予算3250億円が含まれている。この中には、畜産クラスター事業409億円や国産チーズの競争力強化対策150億円などが盛り込まれた。

政府による今後10年間の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画が3月31日に閣議決定された。併せて4月から畜産部会において議論されてきた第8次酪肉近代化基本方針(酪肉近)も決定した。チーズや生クリーム需要増を見込み、令和12(2030)年度の生乳生産目標数量を現状より52万ト、増の780万トと定めた。

また、農水省による本年度の全国の生乳生産量は前年比1.1%増の736万2371トと4年ぶりに前年度を上回った。北海道が3.2%増と伸びた半面、都府県は1.4%減と引き続き前年度を下回った。

平成30年4月から施行された改正畜産経営安定法の運用に関しては、依然として「二股出荷」などによる「いいとこ取り」などの問題が起きており、指定団体の位置付けを明確にすることが必要。このまま部分委託が無秩序に拡大していけば、生乳の需給や価格形成が不安定になる恐れがあり、農水省も適正な生乳取引の推進に向けて9月3日付で第1号対象事業者に対して生産局長名で通知を发出。生産者と事業者間の契約順守の重要性の周知徹底を呼び掛けているものの、課題の解決には至っていない。

令和2年度の生産者乳価交渉は、関東生乳販連が12月26日、全ての取引先乳業メーカーに対して、飲用・学乳・発酵乳向け乳価について据え置きを要請し、その後取引乳業メーカーと据え置きで決着した。加工原料乳向けはホクレンが1月29日、脱脂粉乳・バター向け乳価を含む全用途が据え置きで決着したと公表した。

本年度は年が明けてから、新型コロナにより酪農乳業は大きな影響を受けているが、

災害も多発した。特に大型台風15号(9月9日)、19号(10月12～13日)の上陸と、その後の台風21号接近により記録的な暴風と豪雨が千葉県や東日本の広範囲な地域の酪農乳業に甚大な被害を与えた。復旧に向けて被災者や関係団体が懸命の努力を続けた。

これに対して本会では、被災した酪農家の皆様、被災会員等にお見舞いを申し上げるとともに、友好4団体で組織する「災害対策酪農団体協議会」にまとめ、中央酪農会議が事務局となっている台風被害への義援金募集に常勤役員・職員からも義援金を募って拠出した。

以上のような酪農情勢を踏まえ、農政活動においては、本会は全酪連、日ホ協とともに酪政連を中心に各団体が一体となって政府・国会に要請活動を展開した。

## 2. 総会・理事会・監事会、酪農基本対策委員会等の開催

### (1) 会員総会

- ①令和元年6月24日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において、令和元年度会員総会を開催し、平成30年度事業報告並びに令和元年度事業計画(案)、理事並びに監事全員任期満了に伴う選任、役員報酬等及び費用に関する規程の改正等について上程し承認・決議した。
- ②令和元年9月27日、書面により臨時総会を開催、書面決議により新たに理事2名の補選を承認・決議した。

### (2) 理事会

- ①平成31年4月5日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において平成31年度第1回理事会を開催、酪農会館建設委員会規程の廃止並びに役員選任規程の改正について協議・承認と報告が行われた。
- ②令和元年5月31日、東京・千代田区のお茶の水ホテルジュラクにおいて第2回理事会を開催、平成30年度事業報告並びに収支決算(案)、中期(5カ年)収支計画(案)、理事並びに監事全員任期満了につき選任について、令和元年度会員総会への提出議案等について協議・承認した。

- ③令和元年6月24日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において令和元年度第3回理事会を開催、三役等の選任について、令和元年度役員報酬額について協議・承認した。
- ④令和元年9月4日、東京・代々木の全酪連会議室において第4回理事会を開催。新たに理事2名の補欠選任を協議・承認した。
- ⑤令和元年11月21日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において第5回理事会を開催。令和元年度上期事業報告並びに収支決算(案)について、酪農年金制度第40年度決算報告について、諸規程の新設並びに改正について、顧問の委嘱について、本会と全国酪農業協同組合連合会との契約について、本会と熊本県酪農業協同組合連合会との契約について、本会と日本酪農政治連盟との契約について、本会と一般社団法人酪農ヘルパー全国協会との契約について協議、承認した。
- ⑥令和2年3月17日、東京・代々木の全酪連会議室において第6回理事会を開催する予定であったが、新型コロナの拡大によりやむを得ず「書面決議による理事会開催」に変更した。令和元年度事業報告(案)並びに収支決算予測、令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)等について協議・承認した。

### (3) 監事会

- ①令和元年5月31日、東京・千代田区のお茶の水ホテルジュラクにおいて令和元年度第1回監事会を開催し、平成30年度事業報告(案)並びに収支決算(案)について監査を実施した。
- ②令和元年11月21日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において令和元年度第2回監事会を開催。令和元年度上期事業報告(案)、収支決算(案)について監査を実施した。

### (4) 三役会

- ①平成31年4月5日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において、第12回酪農会館建設委員会と合同で平成31年度第1回三役会を開催。酪農会館建設委員会規程の廃止について協議・承認と、酪農会館入居状況についての報告が行

われた。

- ②令和元年5月31日、東京・千代田区のお茶の水ホテルジュラクにおいて令和元年度第2回三役会を開催。当日開催の第2回理事会に提出する議案について協議した。
- ③令和元年6月24日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において令和元年度第3回三役会を開催。同日開催の会員総会に上程する議題について協議した。
- ④令和元年7月24日、全国酪農協会会議室において令和元年度第4回三役会を開催。9月4日開催の令和元年度第4回理事会の提出議案並びに役員推薦委員会について協議した。
- ⑤令和元年9月4日、全国酪農協会会議室において令和元年度第5回三役会を開催。同日開催の第5回理事会に提出する議題について協議した。
- ⑥令和元年11月21日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において第6回三役会を開催。当日開催の第5回理事会への提出議案について協議した。
- ⑦令和2年3月17日、東京・代々木の全国酪農協会会議室において第7回三役会を開催する予定であったが、新型コロナの拡大によりやむを得ず開催を中止した。

#### (6) 酪農ネットワーク委員会

- ①全国約130組合の役職員で組織する同委員会を東・西日本地区は合同で平成31年4月5日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において開催した。
- ②北海道地区は令和2年3月6日、札幌市のホテルモントレエーデルホフ札幌において開催する予定であったが、新型コロナの広がりを踏まえやむを得ず中止した。

#### (7) 役員推薦委員会

令和元年5月31日に東京・千代田区のお茶の水ホテルジュラクにおいて令和元年度第1回役員推薦委員会を開催。理事並びに監事候補者の推薦について協議した。

#### (8) 令和元年度酪農基本対策委員会

令和元年11月21日、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷において委員等50名が出席して開催。北海道大学大学院講師の清水池義治氏が「北海道と都府県の均衡ある発展を目指して」、農水省畜産部牛乳乳製品課課長補佐の丹菊直子氏が「酪農をめぐる情勢」と題して講演・研修を行った。

(9) 令和元年度事業推進委員会

令和2年2月4日、東京・代々木の全国酪農協会会議室で開催し、令和元年度の事業進捗状況並びに今後の予定、令和2年度事業計画の方針(案)について協議した。

(10) 令和元年度役員報酬等審議委員会

令和2年2月7日、東京・代々木の全国酪農協会会議室で開催し、令和2年度役員報酬について並びに役員退職慰労金について協議・答申した。

(11) 酪農未来塾運営委員会

① 令和元年9月19日、東京・代々木の全国酪農協会会議室で第1回運営委員会を開催。第8回(令和元年度)酪農未来塾の日程・開催内容、運営等について協議した。

② 令和元年11月11日、持ち回りにより第2回運営委員会を開催し、台風等の豪雨被害があり、当初の実施内容を変更することが承認された。

③ 令和2年2月20日、神奈川県三浦市のマホロバ・マイズ三浦において第2回運営委員会を開催する予定であったが、新型コロナの広がりによりやむを得ず酪農未来塾と委員会の開催を中止した。

### 3. 指導事業

(1) 酪農講演会の開催

本年度は「国際化への対応と生乳生産基盤の維持・強化」をテーマに全国2ブロックにおいて、農水省畜産部の協力を得て、酪農情勢の講演を計画した。しかし、3月6日に開催予定だった北海道地区は新型コロナの広がりを踏まえやむを得ず中止した。

地域別	開催日	開催地・演題・講師
東・西日本 地区	4月5日	東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷 「酪農をめぐる情勢について」 農水省畜産部牛乳乳製品課の丹菊直子課長補佐 「畜産ICT事業、楽酪GO事業、後継牛バンク推進対策等について」 農水省畜産部畜産振興課の春名竜也課長補佐 約100名が出席
北海道地区	令和2年 3月6日	北海道・札幌市のホテルモントレエーデルホフ札幌 (新型コロナの広がりを踏まえやむを得ず中止)

○東日本・西日本地区合同 4月5日(東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷)

講師の農水省畜産部牛乳乳製品課の丹菊直子課長補佐による「酪農をめぐる情勢について」及び農水省畜産部畜産振興課の春名竜也課長補佐による「畜産ICT事業、楽酪GO事業、後継牛バンク推進対策等について」と題した講演研修を行った。

(2)酪農ネットワーク委員会の開催

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催に合わせて出席いただき、本会の事業内容を報告するとともに、本会への理解と支援をお願いする。併せて委員相互の情報交換の場を提供した(北海道地区は中止)。また、委員には農水省の発表する各種資料等を印刷して随時配布している。

(3)酪農後継者育成事業の実施

酪農後継者育成事業について、第1回の諮問委員会を4月12日に開催し、9月実施の第53回ヨーロッパ酪農視察研修並びに11月実施の第27回米国・カナダ酪農視察研修の実施内容について事務局から説明を受け、意見交換を行った。



第2回の諮問委員会は7月23日に開催し、第53回ヨーロッパ酪農視察研修に対して、会員組合より推薦のあった若手酪農後継者3名と酪農協等の職員4名の応募内容を審議し、推薦者全員の派遣を決定した。

第3回の諮問委員会は9月19日に開催し、9月4日開催の第4回理事会で承認された酪農後継者育成事業規程及び酪農後継者育成事業(派遣)諮問委員会規程の改正について報告された。主な改正内容は、酪農後継者の育成に努める酪農専門農協、農協等の職員に加え組合の役員の派遣についても、諮問委員会において審議し決定することや、会長が委嘱した委員の変更を理事会への報告事項とし、委員の任期を2年から1年に変更することについて承認を得た。

また、第27回米国・カナダ酪農視察研修に対して、会員組合より推薦のあった酪農後継者3名と酪農専門農協等の職員3名の応募内容を審議し、推薦者全員の派遣を決定した。応募用紙の見直しについても協議され、承認された。

(4) 全国酪農青年女性酪農発表大会入賞者への副賞・海外酪農視察研修への助成

全国酪農青年女性会議と全酪連の共催により7月11～12日、鹿児島市で開催された「第48回全国酪農青年女性酪農発表大会」の入賞者に対して、副賞として「第27回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」への参加助成を行った。本年度は入賞者4名が参加した。

(5) 令和元年度(第8回)「酪農未来塾」の開催中止

「酪農未来塾」は、第8回目を2月20日、神奈川県三浦市のマホロバ・マインズ三浦で開催する予定であったが、新型コロナウイルスの広がりを踏まえやむを得ず中止した。

(6) 家族型酪農経営支援のためにSFC活動並びに畜産経営経済研究会の活動を支援

家族経営の魅力と重要性を考えることを目的に7月に結成された「スモール・ファーミング・コミュニティ」(SFC・事務局長＝清水池義治北海道大学講師)の活動を支援。全酪新報を通じて報じた。

また、小林信一氏(日本大学教授)が会長を務める畜産経営経済研究会が2月22日に開催した創立50周年記念シンポジウムに協賛した。

(7) 会員相互の協調と組織の強化に関する活動

会員団体の支援並びに会員及び組織の要請による各種講演会の企画等、きめ細かな対応により組織強化と協調を図る。7月7日開催の新潟県酪農協会の講演会開催への協力や12月12日開催の熊本専門農協参事会において酪農情勢の報告などを行った

(8) 酪農課税の改善と節税対策の推進

酪政連と連携して令和2年度税制改正について、軽油引取税の免税措置は、すでに令和2年度まで認められているが、この措置の恒久化を再度要請した。

また、本年10月からの消費増税・軽減税率の導入に対応するために、青色申告のできる「酪農簡易簿記」について、専門家(税理士)監修により、改訂版を作成し引き続き頒布を行った。

(9) 地方にて開催の乳牛共進会に対し、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与した。

(10) ㈱北海道協同組合通信社との共催により、第39回オールニッポンホルスタインコンテストを実施した。

(11) 酪農ヘルパー全国協会、国際農業者交流協会、国際酪農連盟日本国内委員会等の役員・幹事、評議員団体として事業推進に協力した。

(12) 食料・農業・農村基本計画の策定に対する要請の一環として、農林統計協会が発刊した日本農業年報65「食と農の羅針盤のあり方を問う」に、「我が国酪農の現状」と題して寄稿した。

#### 4. 情報提供事業

引き続き機関紙「全酪新報」にて国内外の酪農情勢を報じた。特に日米物品貿易交渉(TAG)として開始された日米貿易交渉に対する政府・与党の動向や食料・農業・農村基本計画の見直しの中での酪肉近代化基本方針の策定、生乳の需給動向、改正畜安法に対する要請活動などについて引き続き重点的に報じた。また、新型コロナに対する政府の対策について酪農乳業対策を中心に報じた。情報提供事業の概要は以下の通り。

- (1) 日本ホルスタイン登録協会との連携により、全酪新報で年間4回、同協会の特集号を発行している。今年度は例年通り7月20日号、9月20日号、令和2年1月20日号、3月20日号において発行した。
- (2) 広告の事業量拡大のために下記の通り、新規を含めた企画・特集を積極的に推進した。
- ①全酪連と全国酪農青年女性会議の共催による「第48回全国酪農青年女性酪農発表大会」(12名の発表者の紹介・6月1日号)。
  - ②中央酪農会議の「若手酪農家が次代を展望する」とした座談会の見開き2Pの特集記事(9月1日号・記事広告)。
  - ③中央酪農会議の「酪農教育ファーム認証制度」の特集(9月20日号)。
  - ④東京海上日動火災保険(株)より、「酪農ハイ・メディカルSUPER」の医療補償部分について、同社に引受保険会社を変更したことを告知するための全面広告を掲載(令和2年1月1日号)。
  - ⑤生乳事故・バルク事故防止キャンペーンの一環として、オリオン機械(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、(株)保険代行社の協力を得た特集記事及びオリオン機械(株)が実施している酪農家の衛生意識向上と乳質改善を促すことを目的にしたルートプログラムの特集記事(令和2年1月20日号)。
  - ⑥(株)グリーン環境マテリアルによる暑熱対策の特集(令和2年3月20日号)。
- (3) 酪農ヘルパー全国協会による「酪農ヘルパー募集」広告を年4回掲載。——など、酪農団体の協力を得て紙面に掲載した。
- (4) 新規の広告では、新たに緑産(株)より広告掲載をいただいたほか、焼却炉メーカーの(株)サンヨーから年間契約(隔月)をいただいた。引き続き募集に努めている。
- (5) 購読者拡大では、会員や酪農共済取扱い組合等の協力を得て、見本紙配布や戸別推進を行いながら部数拡売を行っている。
- (6) ホームページによる情報提供事業では、全酪新報の記事をベースに毎月3回定期的に更新しており、閲覧者は増加している。ホームページを通じて海外視察研修の

問い合わせや書籍の購入等も随時みられる。また、動画による酪農会館建設の経過の紹介、台風等の被害にあわれた酪農家に対するお見舞い告知なども実施した。引き続き、より効果的な活用、酪政連活動の情報発信の強化や酪農生産者以外にも酪農乳業関係者や消費者などに向けて幅広く情報発信していく。

(7) 全酪新報付録として「写真ニュース」を7月1日号、12月1日号にて発行し半期ごとの酪農界の主な出来事について写真で紹介した。

(8) 酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布や海外情報の入手に努め、その迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行った。

## 5. 視察研修事業

### 視察研修旅行の実施

視察研修事業では、第53回を迎えた「ヨーロッパ酪農視察研修」は、直前に千葉県を襲った台風15号の影響で一時出発が危ぶまれたが、幸い予定通り9月9日～9月17日まで9日間の日程で総勢12名(添乗員・主催世話役含む)により実施した。また、第27回「ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」は、11月6～12日まで総勢17名(同)により実施した。このほか酪農共済加入者優待旅行として「セブ島4日間の旅」を令和2年1月23～26日まで総勢42名(同)により実施した。

○視察研修の概要は以下の通り。

#### ①「第53回ヨーロッパ酪農視察研修」の主な実施内容について

第53回ヨーロッパ酪農視察研修は、本会の酪農後継者育成事業により派遣された酪農後継者3名、専門農協等職員4名の計7名を含む総勢12名(うち参加者9名)で、オランダ、ドイツ、スイス、フランスの4カ国を巡り、視察研修では家族型経営を中心に酪農場を訪問し研修した。

主な視察内容をみると、オランダではキャンプ場を経営するヴィンク農場を視察した。乳牛110頭に育成牛70頭を主に夫婦2人で飼養。息子さんは週4日間、飼料コンサルティング会社に勤務しており、経営に関する助言もしてくれるとのこと。搾乳は2BOX1アームのロボット1台を使用。キャンプ場は敷地内にあり25

台分の駐車スペースを持つ。3～10月まで運営し、キャンプ場収入は全体の10～15%で稼働率は90%。他にソーラーパネル180枚を所有し、農場で必要とする電力の半分を賄っていると説明した。

オランダでは2004年、2005年にベストチーズ賞で表彰されたファン・ヴァース・ボエレンカース農場も視察した。生産される生乳の50%を使って無殺菌のチーズ、牛乳、飲むヨーグルトを農場に併設されている店舗で販売している。視察中も近隣住民や常連客が絶えず出入りしていた。夫婦2人で経営しているが、現在、子供は別の職業についている。

ドイツでは無角の乳牛を飼養するダクセンビクラー農場を視察。動物福祉(アニマルウェルフェア)の観点から、除角に対する反対の声も強くなってきているとのことで、自分たちで無角の牛を繁殖。農場は住宅地にあり、自宅と牛舎が一体なっていて、隣家も牛舎と数メートルしか離れていない。30年前から普通より値段の高いオーガニックのミルクを生産し始めたが、最近はオーガニック農家も増えてきたため、牛乳等を取引している乳業者も数量は減っているほか、新規のオーガニック農家では約2年、普通牛乳の扱いで販売している現象も起きていると説明された。

また、生産乳量は少ないが、その分経費と労働力を抑えて、利益は他の農家と変わらない家族型経営のウンザ・ホフレイデン農場を訪問した。同農場では空いた時間を利用してチーズ等の乳製品を自家の加工施設で製造販売している。子供には酪農家も休みが取れる職業だと教えるために夏に1週間、冬は20日間の休暇をとっていると説明した。

スイスでは3家族で共同経営しているアグリーノ農場を視察した。経営のポイントとなる家族間の良好な関係を保つために、ミーティングは週に1回(30分程度)に加えて、毎月1回は2時間程度と時間を十分にとって行っている。視察直前の9日前に搾乳ロボットを導入したばかりとのことで酪農機械メーカーの担当者が訪問中であった。バイオガспラント、太陽光パネルを所有し、自家使用と売電も行っていると説明された。

## ②「第27回米国・カナダ酪農視察研修」の主な実施内容について

11月6～12日までの7日間の日程で、全酪連・全国酪農青年女性会議主催の全国酪農青年女性酪農発表大会の入賞者4名を含む総勢17名により実施した。

視察は、カナダでは、トロントで開催されたロイヤル・ウィンターフェアを中心に、オンタリオ州の大規模酪農場ジョー ロイス アンド サンズ(旧サミットホルム農場)を視察した。従業員3名のほかにフィリピン、インドからの研修生を受け入れている。良い人材を確保するため、労働条件として週65時間・長期休暇2週間・月に1日の休日を定めて従業員確保に努めている。カナダにはクォータ制度(生乳生産割当)があるため、需給バランスや制度の見直しに即座に対応できるように搾乳ロボットは導入していない。

搾乳室には、牧場の理念が掲げられており、従業員が共有する価値・役割を常に意識できるようになっていた。その後、米国に移動し、カリフォルニア州・サンフランシスコでは、世界最大のチーズ工場「ヒルマー」を視察した。同工場では近隣200キロ圏内の200戸の生乳を使用していて、1戸平均1500頭を飼養している。生産された生乳は、工場への持ち込みが条件で、それ以前の生乳事故等は全て生産者の責任とのこと。出荷する酪農家は品質管理等を自身で行っている。また、日程4日目の夕刻には全酪連サンフランシスコ事務所の生野所長より、米国における酪農事情とゼン・トレーディングの担当者による米国产乾草についての講演研修を行った。

## 6. 酪農共済事業

酪農家戸数の減少と高齢化が進行しているために、酪農共済制度の加入者の減少をいかにして食い止めていくかが引き続き大きな課題となっている。より一層、制度の推進を図るために前年度と同様、「酪農共済」や「酪農ハイ・メディカルSUPER」等の加入推進に対する奨励措置等を実施している。こうした中で酪農家戸数の減少を考慮して、酪農共済制度の第53期(令和元年11月～令和2年10月)においては、取扱団

体における一部の奨励措置等の基準の緩和や、酪農共済優待旅行に対する奨励措置の繰り越し期間の見直しを実施した。

また、「酪農ハイ・メディカルSUPER」の魅力を高め、制度全体の活性化を図るために9月4日開催の第4回理事会において、同制度の医療補償部分の充実を図ることについて承認をいただいた。制度内容の医療補償部分について、①新たに先進医療の補償を追加(既加入者は全員、無告知で自動的に移行)、②改定に伴う掛金の変更はなし、③令和2年3月1日からの実施——などである。併せて同制度の医療補償部分の引き受け保険会社については、酪農共済制度引受保険会社3社の提案内容について比較検討し、11月21日開催の第5回理事会において東京海上日動火災保険株式会社に決定したことが報告された。

酪農共済制度は本会並びに酪政連の行う農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保し、酪農生産者の負託に応える運動展開のため、今期も取扱団体の皆様のご協力を得て戸別推進による加入推進に最大限の努力をした。

事業概況としては、酪農共済第52期の戸別推進実施組合数(支所を含む)は251組合・支所となり、延べ戸別推進実施日数は190日となった。令和元年11月1日より酪農共済第53期となり、これまでに77組合・支所101日の戸別推進を実施した。

加入推進の主な傾向として前年度と比較すると、取扱団体の皆様のご協力により「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農年金」、「酪農がん共済」の新規加入口数は前年度を上回る結果となったが、保有水準は依然として満了者や離農により、加入口数は減少傾向にある。酪農共済制度の第52期の給付金支払状況としては、酪農共済制度の病気・災害死亡給付金は、28件で給付金額は前年度と比較して約2割増となった。また、入院給付金額は594件で前年度に比較して減少した。

一方、酪農共済制度の事務の効率化と酪農ハイ・メディカルSUPERの医療補償部分の改定に伴う引受保険会社の変更により、酪農共済制度全般の事務管理システムの新システムへの移行作業を進めている。

取扱い団体各位におかれましては、常日頃、酪農共済制度の推進にご支援・ご注力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

## 7. 酪農会館の運営について

酪農会館は7月末までに、酪農ヘルパー全国協会並びに熊本県酪連関東営業所、株式会社フジタ技術センター・同会議室が入居し、全館入居となった。会館の管理については、特に運営初年度でもあり総合管理会社である東急コミュニティー・東急ビルメンテナンスと密接に協議しながら対応している。12月11日に株式会社フジタ並びに安宅設計株式会社と竣工1年目の定期点検を行い、不具合のあった個所について修理等の対応を進めている。

また、全酪連や酪農ヘルパー全国協会、熊本県酪連等、会館入居酪農団体との連携の一つとして、会議室の相互利用を進めた。本会理事会の全酪連会議室での開催や本会会議室を酪農ヘルパー全国協会、全酪連、全酪連東京支所等が利用している。また、同会議室を利用して7月に北海道酪農協会渡島支部、9月に熊本県鹿本酪農協、11月に鹿児島県酪政連、岩手中央酪農協が酪農会館の視察と研修を実施した。

## 8. 出版及び文化財の頒布斡旋

- ①2019年度酪農関係(制度資金・補助事業・リース事業)金融総合手引書を刊行、頒布した。
- ②令和元年10月からの消費増税・軽減税率の導入に対応できるように、専門家(税理士)監修の青色申告のできる「酪農簡易簿記」の改訂版を発刊し頒布した。
- ③既刊の「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきもち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」、絵で見る酪農技術書「続牛飼いの眼」についてアマゾンの通信販売も活用しながら頒布した。

9. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品等を授与した。

## 10. 事務の合理化、効率化等



酪農共済制度の事務の効率化と酪農ハイ・メディカルSUPERの医療補償部分の改定に伴う引受保険会社の変更により、酪農共済制度全般の事務管理システムの新システムへの移行作業を進めている。

また、10月以降の消費税率の引き上げに向けた新報購読者管理等については、必要なシステムの更新を図るなど、コンピュータによる迅速化・正確化に努めている。

一方、全酪連並びに関連会社との連携強化のために、実務者相互の情報交換を行った。